

岐阜県地域防災計画（一般対策計画）新旧対照表

新	旧	修正理由
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的・性質等</p> <p>第1項 略</p> <p>第2項 計画の性質</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 「一般対策計画」は、風水害等災害に対し、県、市町村及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示し、対策を推進するものであり、災害発生時及び災害が発生するおそれがある段階に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、さらに関係機関において別途定めることを予定している。</p> <p>4及び5 略</p> <p>第3項から第6項 略</p> <p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>略</p> <p>第2章 災害予防</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1項 防災協働社会の形成推進</p> <p>1 略</p> <p>2 推進体制</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立</p> <p>県及び市町村は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、地域防災会議の委員への任命など防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。</p> <p><u>また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>(4) 関係機関と連携した防災対策の整備</p> <p>平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</u></p> <p>特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケ</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的・性質等</p> <p>第1項 略</p> <p>第2項 計画の性質</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 「一般対策計画」は、風水害等災害に対し、県、市町村及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示し、対策を推進するものであり、災害発生時_____に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、さらに関係機関において別途定めることを予定している。</p> <p>4及び5 略</p> <p>第3項から第6項 略</p> <p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>略</p> <p>第2章 災害予防</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1項 防災協働社会の形成推進</p> <p>1 略</p> <p>2 推進体制</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立</p> <p>県及び市町村は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、地域防災会議の委員への任命など防災の現場における女性_____の参画_拡大<u>など</u>男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(4) 関係機関と連携した防災対策の整備</p> <p>平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、_____実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケ</p>	<p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○防災基本計画と整合</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第3節 防災訓練 略</p> <p>第4節 自主防災組織の育成と強化 1 方針 大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想され、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠であり、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。<u>その際、女性の参画の促進に努めるものとする。</u></p> <p>2 実施責任者 略</p> <p>3 実施内容 (1)から(3)まで 略 (4) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。 市町村は、市町村計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村計画に地区防災計画を定めるものとする。 <u>市町村は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>(5)から(10)まで 略</p> <p>第5節 ボランティア活動の環境整備 略</p> <p>第6節 広域的な応援体制の整備 1及び2 略 3 実施内容 (1) 広域的な応援体制の整備 県及び市町村は、県又は市町村域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。 また、災害発生時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、県内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進めるものとする。 <u>県は、職員が被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</u></p>	<p>第3節 防災訓練 略</p> <p>第4節 自主防災組織の育成と強化 1 方針 大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想され、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠であり、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。<u>_____</u></p> <p>2 実施責任者 略</p> <p>3 実施内容 (1)から(3)まで 略 (4) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。 市町村は、市町村計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村計画に地区防災計画を定めるものとする。 <u>(新規)</u></p> <p>(5)から(10)まで 略</p> <p>第5節 ボランティア活動の環境整備 略</p> <p>第6節 広域的な応援体制の整備 1及び2 略 3 実施内容 (1) 広域的な応援体制の整備 県及び市町村は、県又は市町村域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。 また、災害発生時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、県内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進めるものとする。 <u>(新規)</u></p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○令和2年7月豪雨災害の検証結果</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>(2) 県域を越えた広域相互応援 アからウまで 略 エ 全国の被災市町村への応援 県は、国等と協力し、訓練等を通じて、<u>応急対策職員派遣制度</u> に基づく全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。</p> <p>(3) 及び(4) 略</p> <p>第7節 緊急輸送網の整備 1 方針 大規模災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施し、<u>ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた対策を進める。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 略 (2) 緊急輸送道路ネットワークの確保 緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルート^{の確保を早期に図るため、整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図る道路整備や橋梁耐震対策、斜面对策等を進めていくものとする。}また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進を図る<u>と共に新規の電柱占</u> <u>用を原則認めないものとする。</u> 県警察は、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号滅灯対策を推進するものとする。</p> <p>(3) 及び(4) 略 (5) 広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点の設置 県及び市町村は、災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、県は、広域物資輸送拠点、市町村は、地域内輸送拠点（以下「広域物資輸送拠点等」という。）を設置するものとする。 県は、市町村、関係指定（地方）公共機関と連携して緊急物資の広域物資輸送拠点等候補施設をあらかじめ指定しておくものとする。 <u>県及び市町村は、広域物資輸送拠点等への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</u></p> <p>(6) 略 <u>(削除)</u></p>	<p>(2) 県域を越えた広域相互応援 アからウまで 略 エ 全国の被災市町村への応援 県は、国等と協力し、訓練等を通じて、<u>被災市区町村応援職員確保システム</u> に基づく全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。</p> <p>(3) 及び(4) 略</p> <p>第7節 緊急輸送網の整備 1 方針 大規模災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施<u>するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要がある、そのルート確保が重要であるため、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 略 (2) 緊急輸送道路ネットワークの確保 緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルート^{の確保を早期に図るため、整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図る道路整備や橋梁耐震対策、斜面对策等を進めていくものとする。}また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進を図る <u>ものとする。</u> 県警察は、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号滅灯対策を推進するものとする。</p> <p>(3) 及び(4) 略 (5) 広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点の設置 県及び市町村は、災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、県は、広域物資輸送拠点、市町村は、地域内輸送拠点（以下「広域物資輸送拠点等」という。）を設置するものとする。 県は、市町村、関係指定（地方）公共機関と連携して緊急物資の広域物資輸送拠点等候補施設をあらかじめ指定しておくものとする。 <u>(新規)</u></p> <p>(6) 略 (7) <u>緊急輸送道路への電柱の新設禁止</u> <u>地震等の災害が発生した場合において、緊急輸送道路の機能を確保するため、緊急輸送道路への新規の電柱占用を原則認めないものとする。</u></p>	<p>○制度名称の変更</p> <p>○文言の修正</p> <p>○項目の統合</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○項目の統合</p>

新	旧	修正理由
<p>第8節 防災通信設備等の整備 略</p> <p>第9節 火災予防対策 略</p> <p>第10節 水害予防対策 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(3)まで 略 (4) 水害リスクの開示 県及び市町村は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。 このため県は、県管理河川において、水害の危険性が高い地区の情報（水害危険情報図等）の提供や、危機管理型水位計や河川監視カメラを設置し、避難判断の参考となる水位の設定等を行う。 市町村は、これらの情報を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定するものとする。 ハザードマップの策定に当たっては、県は支援を行うものとする。 また、県及び河川・ダム管理者は、関係機関との連絡体制を構築し、ダム放流も考慮した、市町村のタイムライン策定を支援する。 <u>なお、タイムライン策定に当たっては、避難所開設における感染症対策に要する時間を考慮するものとする。</u></p> <p>(5) 防災知識の普及 県、市町村、防災関係機関等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。 県及び市町村は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を_____、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味<u>やとるべき行動</u>を直感的に理解できるような取組を推進する。 市町村は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者<u>に対し、適切な避難行動に関する</u>理解の促進を図るものとする。 市町村は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、<u>地域の水害・土砂災害リスク</u></p>	<p>第8節 防災通信設備等の整備 略</p> <p>第9節 火災予防対策 略</p> <p>第10節 水害予防対策 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(3)まで 略 (4) 水害リスクの開示 県及び市町村は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。 このため県は、県管理河川において、水害の危険性が高い地区の情報（水害危険情報図等）の提供や、危機管理型水位計や河川監視カメラを設置し、避難判断の参考となる水位の設定等を行う。 市町村は、これらの情報を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定するものとする。 ハザードマップの策定に当たっては、県は支援を行うものとする。 また、県及び河川・ダム管理者は、関係機関との連絡体制を構築し、ダム放流も考慮した、市町村のタイムライン策定を支援する。 <u>(新規)</u></p> <p>(5) 防災知識の普及 県、市町村、防災関係機関等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。 県及び市町村は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味_____を直感的に理解できるような取組を推進する。 市町村は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者<u>の</u>避難行動に<u>対する</u>理解の促進を図るものとする。 市町村は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、_____</p>	<p>○令和2年7月豪雨災害の検証結果</p> <p>○表現の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修</p>

新	旧	修正理由
<p><u>や災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。</u></p> <p>浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、<u>避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。</u>加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。</p> <p><u>ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクを正しく理解し、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として自宅の安全な場所や親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めるものとする。</u></p> <p>(6)及び(7) 略</p> <p>第1 1 節 雪害予防対策 略</p> <p>第1 2 節 火山災害対策 略</p> <p>第1 3 節 濁水等予防対策 略</p> <p>第1 4 節 観光施設等予防対策 略</p> <p>第1 5 節 孤立地域防止対策 1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 孤立予想地域の実態把握</p> <p>県及び市町村は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき<u>要配慮者</u>や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、<u>周辺道路を含めた地図を付してデータベース化する</u>ものとする。</p> <p>(4) 避難所の確保 略</p> <p>(5) 備蓄</p> <p>備蓄については、「第2章第17節 必需物資の確保対策」に定めるところによる。</p> <p>市町村は、孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄を心がけるよう努めるものとする。また、自助・共助の考えのもと、各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮するものとする。</p> <p><u>県は、孤立集落を支援するために必要となる資材(発電機等)をパッケージ化</u></p>	<p>風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。</p> <p>浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示する<u>ことに</u>努めるものとする。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(6)及び(7) 略</p> <p>第1 1 節 雪害予防対策 略</p> <p>第1 2 節 火山災害対策 略</p> <p>第1 3 節 濁水等予防対策 略</p> <p>第1 4 節 観光施設等予防対策 略</p> <p>第1 5 節 孤立地域防止対策 1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(2)まで 略</p> <p>(3) 孤立予想地域の実態把握</p> <p>県及び市町村は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき<u>災害時要援護者</u>や観光客の孤立予測について、平素から把握<u>しておく</u>ものとする。</p> <p>(4) 避難所の確保 略</p> <p>(5) 備蓄</p> <p>備蓄については、「第2章第17節 必需物資の確保対策」に定めるところによる。</p> <p>市町村は、孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄を心がけるよう努めるものとする。また、自助・共助の考えのもと、各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○令和2年7月豪雨災害の検証結果及び防災基本計画の修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○令和2年7月豪雨災害の検証結果</p> <p>○令和2年7月豪雨災</p>

新	旧	修正理由
<p><u>して備蓄するものとする。</u></p> <p>(6) 別荘利用者等の孤立情報の把握、集約 <u>県は、別荘利用者等の把握を速やかに行うため、別荘利用者等に関する孤立情報の連絡体制を確立し、市町村へ周知するものとする。</u></p> <p>(7) その他 略</p> <p>第16節 避難対策 1 方針 災害が発生し、又は発生する恐れのある区域の住民等は、速やかに<u>危険な場所から</u>避難することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された避難所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。</p> <p>2 実施責任者 略</p> <p>3 実施内容 (1) 避難計画の策定 市町村は、<u>避難情報</u>の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。特に、<u>高齢者等避難</u>の発令により、高齢者や<u>障がい者</u>等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行うものとする。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努めるものとする。</p> <p>市町村計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。</p> <p>(2) 行政区域を越えた広域避難の調整 略</p> <p>(3) 避難場所・避難所 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公</p>	<p><u>(新規)</u></p> <p>(6) その他 略</p> <p>第16節 避難対策 1 方針 災害が発生し、又は発生する恐れのある区域の住民等は、速やかに<u>安全な場所に</u>避難することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された避難所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。</p> <p>2 実施責任者 略</p> <p>3 実施内容 (1) 避難計画の策定 市町村は、<u>避難勧告等</u>の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。特に、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令により、高齢者や<u>障害者</u>等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行うものとする。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努めるものとする。</p> <p>市町村計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。</p> <p>(2) 行政区域を越えた広域避難の調整 略</p> <p>(3) 避難場所・避難所 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公</p>	<p>害の検証結果 ○令和2年7月豪雨災害の検証結果</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○文言の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。指定避難所が使用不能となった場合に備え、<u>ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努める</u>ものとする。</p> <p>また、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。</p> <p>指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等に当たっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。</p> <p>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 避難所運営マニュアルの策定</p> <p>市町村は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて<u>避難所や資機材に関する</u>必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、<u>地域の防災リーダーをはじめ</u>住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p><u>避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。</u></p> <p>また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>エ 避難所開設状況の伝達 略</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>(6) <u>高齢者等避難、避難指示</u>等の基準の策定</p> <p>市町村は、<u>高齢者等避難、避難指示</u>等について、国、県、水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「<u>避難情報</u>に関するガイドライン」に沿ったマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、マニュアル等に基づき、<u>高齢者等避難</u>の発令による高齢者や<u>障がい者</u>等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するものとする。</p> <p>また、気象警報、<u>避難情報</u>を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、市町村長不在時における<u>避難情報</u>の発令について、その判断に遅れを生じることがないように代理規定等を整備するよう努めるものとする。</p>	<p>園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。指定避難所が使用不能となった場合に備え、<u>民間施設等で受入れ可能な施設を検討</u>しておくものとする。</p> <p>また、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。</p> <p>指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等に当たっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。</p> <p>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 避難所運営マニュアルの策定</p> <p>市町村は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて<u>必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、</u>住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>エ 避難所開設状況の伝達 略</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>(6) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>等の基準の策定</p> <p>市町村は、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>等について、国、県、水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「<u>避難勧告等</u>に関するガイドライン」に沿ったマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、マニュアル等に基づき、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令による高齢者や<u>障害者</u>等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するものとする。</p> <p>また、気象警報、<u>避難勧告等</u>を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、市町村長不在時における<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等の発令について、その判断に遅れを生じることがないように代理規定等を整備するよう努めるものとする。</p>	<p>○令和2年7月豪雨災害の検証結果</p> <p>○令和2年7月豪雨災害の検証結果</p> <p>○避難所ガイドライン新型コロナウイルス感染症対策編の策定</p> <p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○災害対策基本法の改正</p>

新	旧	修正理由
<p>市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、<u>水位情報、洪水警報の危険度分布等</u>により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。</p> <p>躊躇なく、<u>避難情報</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>県は、実効性のある避難のあり方を検討し、市町村に対し、<u>避難情報</u>の基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。</p> <p>(7) <u>避難情報</u>の助言にかかる連絡体制</p> <p>市町村は、<u>避難情報</u>及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>国及び県は、市町村から土砂災害に関する<u>避難情報</u>解除に関して求めがあった場合には、必要な助言をするものとする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門技術者等を派遣して、二次災害の危険性等について市町村に助言を行うものとする。</p> <p>(8) 浸水想定区域における避難確保のための措置</p> <p>国及び県は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。</p> <p>また、県は、その他河川についても、過去の浸水実績を活用する等、河川の状態に応じた簡易な手法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。</p> <p>市町村は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。</p> <p>市町村は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）浸水想定区域の指定があったときは、市町村計画において、少な</p>	<p>市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報<u>勧告等</u>の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、<u>同様に</u>具体的な避難情報<u>勧告等</u>の発令基準を策定することとする。</p> <p>躊躇なく、<u>避難勧告等</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>県は、実効性のある避難のあり方を検討し、市町村に対し、<u>避難勧告等</u>の基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。</p> <p>(7) <u>避難勧告等</u>の助言にかかる連絡体制</p> <p>市町村は、<u>避難勧告等</u>及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>国及び県は、市町村から土砂災害に関する<u>避難勧告等</u>解除に関して求めがあった場合には、必要な助言をするものとする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門技術者等を派遣して、二次災害の危険性等について市町村に助言を行うものとする。</p> <p>(8) 浸水想定区域における避難確保のための措置</p> <p>国及び県は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。</p> <p>また、県は、その他河川についても、過去の浸水実績を活用する等、河川の状態に応じた簡易な手法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。</p> <p>市町村は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。</p> <p>市町村は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）浸水想定区域の指定があったときは、市町村計画において、少な</p>	<p>○文言の修正</p> <p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○防災基本計画の修正、避難判断参考水位の設定</p> <p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○災害対策基本法の改正</p>

新	旧	修正理由
<p>くとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について市町村計画に定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市町村は、市町村計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。</p> <p>下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。</p> <p>(9) 土砂災害等に対する住民の警戒避難体制</p> <p>市町村は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</p> <p>県は、市町村に対し、これらの基準及び範囲の設定および見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。</p> <p>また、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。</p> <p>(10) 避難に関する広報</p> <p>市町村及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや各種災害におけるハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施するものとする。そ</p>	<p>くとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について市町村計画に定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市町村は、市町村計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。</p> <p>下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。</p> <p>(9) 土砂災害等に対する住民の警戒避難体制</p> <p>市町村は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</p> <p>県は、市町村に対し、これらの基準及び範囲の設定および見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。</p> <p>また、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。</p> <p>(10) 避難に関する広報</p> <p>市町村及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや各種災害におけるハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施するものとする。そ</p>	<p>○文言の修正</p> <p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○災害対策基本法の改正</p>

新	旧	修正理由
<p>の際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。</p> <p>また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難場所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、市町村及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。</p> <p>また、<u>避難情報</u>が発令された場合の安全確保措置としては、<u>安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしている</u>と住民等自身が判断する場合は、<u>「屋内安全確保」を行うことができること</u>について、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p><u>なお、住民への周知にあたっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを強調しておくものとする。</u></p> <p>(11) 帰宅困難者対策</p> <p>都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等を推進するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促<u>したりする</u>など、帰宅困難者対策を行う<u>ものとする</u>。</p> <p>(12) 避難所等におけるホームレスの受け入れ</p> <p><u>市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>(13) 避難情報の把握</p>	<p>の際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。</p> <p>また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難場所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、市町村及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。</p> <p>また、<u>避難勧告等</u>が発令された場合の安全確保措置としては、<u>指定緊急避難場所への移動を原則とする</u>ものの、<u>避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと</u> 住民等自身が判断する場合は、<u>「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべき</u>ことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(11) 帰宅困難者対策</p> <p>都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等を推進するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促<u>す</u>など、帰宅困難者対策を行う<u>ものとする</u>。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○避難の考え方を整理</p> <p>○文言の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○令和2年7月豪雨災</p>

新	旧	修正理由
<p><u>県及び市町村は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>(14) 広域避難</p> <p><u>国、県及び市町村は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難の実施に係る検討、他市町村や事業者等との協定締結、住民への周知に努めるものとする。</u></p> <p>ア 市町村の役割</p> <p><u>市町村は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、他の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、その住民等の受入について、県内の他の市町村に協議するものとする。なお、他の都道府県の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求めるものとする。</u></p> <p><u>市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>イ 県の役割</p> <p><u>県は、市町村から協議の要求があったときは、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村からの求めにより、協議の相手方その他広域避難に関する事項について助言するものとする。</u></p> <p><u>県は、災害が発生するおそれがある地域の住民等を災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、運送を要請するものとする。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、当該機関に対し、運送を行うべきことを指示するものとする。</u></p> <p>ウ 国の役割</p> <p><u>国は都道府県から要請があった場合、協議の相手方その他都道府県外広域避難に関する事項又は広域避難に関する事項について助言するものとする。</u></p> <p>第17節 必需物資の確保対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 備蓄の基本的事項</p> <p>大規模災害が発生した直後の県民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備については、岐阜県総合備蓄計画の定めるところによるものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。<u>なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会を増大などに配慮するよう努めるものとする。</u></p>	<p>(新規)</p> <p>第17節 必需物資の確保対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 備蓄の基本的事項</p> <p>大規模災害が発生した直後の県民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備については、岐阜県総合備蓄計画の定めるところによるものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材_____、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>害の検証結果</p> <p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p><u>県は、被災市町村が複数に及ぶ場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。</u></p> <p>県は、発災後、庁舎、公立病院、警察・消防施設など重要施設の燃料確保が困難な場合、県内の個々の要請案件を「燃料調整シート」（様式1号）に必要事項を記入し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。</p> <p>なお、備蓄の基本的事項は次のとおりとする。</p> <p>アからウまで 略</p> <p>(2) 緊急輸送拠点の整備 略</p> <p><u>(3) 物資支援の事前準備</u></p> <p><u>県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(4) 支援物資の輸送体制の整備</u> 略</p> <p>様式1号（燃料調整シート） 略</p> <p>第18節 要配慮者・避難行動要支援者対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 地域ぐるみの支援体制づくり</p> <p><u>ア 市町村計画</u></p> <p>市町村は、市町村計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</p> <p><u>イ 避難行動要支援者名簿</u></p> <p>市町村は、市町村計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p><u>ウ 個別避難計画</u></p> <p><u>市町村は、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）を作成するよう努めなければならないものとする。個別避難計画の作成に当たっては、個別避難計画の作成について避難行動要支援者本人の同</u></p>	<p><u>(新規)</u></p> <p>県は、発災後、庁舎、公立病院、警察・消防施設など重要施設の燃料確保が困難な場合、県内の個々の要請案件を「燃料調整シート」（様式1号）に必要事項を記入し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。</p> <p>なお、備蓄の基本的事項は次のとおりとする。</p> <p>アからウまで 略</p> <p>(2) 緊急輸送拠点の整備 略</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(3) 支援物資の輸送体制の整備</u> 略</p> <p>様式1号（燃料調整シート） 略</p> <p>第18節 要配慮者・避難行動要支援者対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 地域ぐるみの支援体制づくり</p> <p>市町村は、市町村計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</p> <p>市町村は、市町村計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○災害対策基本法の改正</p>

新	旧	修正理由
<p><u>意を得た者から作成するものとする。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。</u></p> <p><u>市町村は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて記載内容を更新するほか、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも適時適切に更新するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>エ 避難行動要支援者の移送</p> <p>市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>(2)から(5)まで 略</p> <p>第19節 応急住宅対策 略</p> <p>第20節 医療救護体制の整備 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(9)まで 略 (10) 災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) 構成員の人材育成 県は、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援するために国が整備する災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。 (11)及び(12) 略</p> <p>第21節 防疫対策 略</p> <p>第22節 河川防災対策 1 方針 治水対策の緊急性に照らして、河川流域の都市化の著しい進展あるいは集中豪雨によ</p>	<p>市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に____緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>(2)から(5)まで 略</p> <p>第19節 応急住宅対策 略</p> <p>第20節 医療救護体制の整備 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(9)まで 略 (10) 災害時健康危機管理支援チーム_____構成員の人材育成 県は、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援するために国が整備する災害時健康危機管理支援チーム_____の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。 (11)及び(12) 略</p> <p>第21節 防疫対策 略</p> <p>第22節 河川防災対策 1 方針 治水対策の緊急性に照らして、河川流域の都市化の著しい進展あるいは集中豪雨によ</p>	<p>○文言の修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○令和2年7月豪雨災</p>

新	旧	修正理由
<p>る洪水等に対処するため、<u>流域のあらゆる関係者が協働して流域治水</u>を促進する。</p> <p>2 実施責任者 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(6)まで 略</p> <p>(7) 川の防災情報</p> <p>県は、インターネットや携帯電話により雨量、河川水位、ダムの貯水位、河川の映像情報等を県民に提供し、<u>同時にその情報の活用方法を普及啓発することによって、適切な避難行動に繋げるようにする。また、市町村に提供することによって、水防活動に役立てるようにする。</u></p> <p>また、県は、県内全域を放送対象とする放送局（以下「<u>県域放送局</u>」と言う）等を通して、河川情報など、避難行動につながる情報を県民に積極的に提供していく。</p> <p>第23節 砂防対策</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 砂防対策</p> <p>ア 砂防事業の推進 略</p> <p>イ 地滑り対策事業の推進</p> <p>国及び県は、地滑り崩壊による被害を除却、又は軽減するため、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域を指定し、当該地すべり防止区域に係る地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、都市周辺地区、人家密集区域及び下流地域への影響の大きい地区を重点に、地すべりを助長又は誘発する原因、構造及び規模に応じ、対策工事を実施するものとする。</p> <p>県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の<u>避難情報</u>の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。</p> <p>ウ及びエ 略</p> <p>(2) 土砂流出防止対策 略</p> <p>(3) 土砂災害防止対策 略</p> <p>ア 土砂災害警戒区域での施策（土砂災害特別警戒区域を含む。）</p> <p>a 危険区域等の周知 略</p> <p>b 警戒避難体制の整備</p> <p>当該区域の指定を受けた関係市町村は、市町村計画において警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定め、減災を図るものとする。</p> <p>岐阜地方気象台及び県は共同して、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動の実施や住民等への<u>避難情報</u>の発令を適時</p>	<p>る洪水等に対処するための<u>治水事業等</u>を促進する。</p> <p>2 実施責任者 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(6)まで 略</p> <p>(7) 川の防災情報</p> <p>県は、インターネットや携帯電話により雨量、河川水位、ダムの貯水位、河川の映像情報等を県民に提供することによって、<u>水防活動に役立てるようにする。</u></p> <p>また、県は、県内全域を放送対象とする放送局（以下「<u>県域放送局</u>」と言う）等を通して、河川情報など、避難行動につながる情報を県民に積極的に提供していく。</p> <p>第23節 砂防対策</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 砂防対策</p> <p>ア 砂防事業の推進 略</p> <p>イ 地滑り対策事業の推進</p> <p>国及び県は、地滑り崩壊による被害を除却、又は軽減するため、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域を指定し、当該地すべり防止区域に係る地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、都市周辺地区、人家密集区域及び下流地域への影響の大きい地区を重点に、地すべりを助長又は誘発する原因、構造及び規模に応じ、対策工事を実施するものとする。</p> <p>県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の<u>避難勧告等</u>の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。</p> <p>ウ及びエ 略</p> <p>(2) 土砂流出防止対策 略</p> <p>(3) 土砂災害防止対策 略</p> <p>ア 土砂災害警戒区域での施策（土砂災害特別警戒区域を含む。）</p> <p>a 危険区域等の周知 略</p> <p>b 警戒避難体制の整備</p> <p>当該区域の指定を受けた関係市町村は、市町村計画において警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定め、減災を図るものとする。</p> <p>岐阜地方気象台及び県は共同して、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動の実施や住民等への<u>避難勧告等</u>の発令を適時</p>	<p>害の検証結果</p> <p>○文言の修正</p> <p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○災害対策基本法の改正</p>

新	旧	修正理由
<p>適切に判断することができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難情報の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>イ 土砂災害特別警戒区域での施策 略</p> <p>(4) 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策 略</p> <p>第24節 農地防災対策 1及び2 略 3 実施内容 (1)及び(2) 略 (3) ため池等整備事業 県、市町村等は、農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次実施するものとする。 県及び市町村は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る。</p> <p>(4) その他防災事業 略</p> <p>第25節 治山対策 略 第26節 土地災害対策 略 第27節 都市災害対策 略 第28節 地下街等保安対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 地下空間の実態調査の実施 略 (2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発 アからウまで 略 エ 浸水想定区域内の施設等の公表 市町村は、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から</p>	<p>適切に判断することができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>イ 土砂災害特別警戒区域での施策 略</p> <p>(4) 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策 略</p> <p>第24節 農地防災対策 1及び2 略 3 実施内容 (1)及び(2) 略 (3) ため池等整備事業 県、市町村等は、農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点_____ため池等緊急度の高いものから順次実施するものとする。 県及び市町村は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る。</p> <p>(4) その他防災事業 略</p> <p>第25節 治山対策 略 第26節 土地災害対策 略 第27節 都市災害対策 略 第28節 地下街等保安対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 地下空間の実態調査の実施 略 (2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発 アからウまで 略 エ 浸水想定区域内の施設等の公表 市町村は、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から</p>	<p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○文言の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市町村は、市町村計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>第29節 建築物災害予防対策 略</p> <p>第30節 防災営農対策 略</p> <p>第31節 ライフライン施設対策 1及び2 略</p> <p>3 実施内容 (1)から(5)まで 略</p> <p>(6) 電話（通信）施設 電気通信事業者は、災害発生時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の対策を行うものとする。</p> <p>a <u>非常用電源の整備等による</u>電話通信施設、設備の安全性の確保</p> <p>b <u>地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保</u></p> <p>c <u>応急復旧機材</u>の配備</p> <p>d <u>通信輻輳対策の推進</u></p> <p>e 重要通信の確保</p> <p>f 要員の確保</p> <p>(7)から(10)まで 略</p> <p>第32節 文教対策 略</p> <p>第33節 行政機関の業務継続体制の整備 略</p> <p>第34節 企業防災の促進 1及び2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 企業の取り組み 略</p> <p>ア 生命の安全確保 顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。<u>また事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テ</u></p>	<p>申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市町村は、市町村計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>第29節 建築物災害予防対策 略</p> <p>第30節 防災営農対策 略</p> <p>第31節 ライフライン施設対策 1及び2 略</p> <p>3 実施内容 (1)から(5)まで 略</p> <p>(6) 電話（通信）施設 電気通信事業者は、災害発生時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の対策を行うものとする。</p> <p>a _____電話通信施設、設備の安全性の確保 <u>(新規)</u></p> <p>b <u>災害対策機器</u>の配備 <u>(新規)</u></p> <p>c 重要通信の確保</p> <p>d 要員の確保</p> <p>(7)から(10)まで 略</p> <p>第32節 文教対策 略</p> <p>第33節 行政機関の業務継続体制の整備 略</p> <p>第34節 企業防災の促進 1及び2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 企業の取り組み 略</p> <p>ア 生命の安全確保 顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。 _____</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p><u>レワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(2) 企業防災の促進のための取り組み 略</p> <p>第35節 防災対策に関する調査研究 略</p> <p>第36節 航空災害対策 略</p> <p>第37節 鉄道災害対策 略</p> <p>第38節 道路災害対策 略</p> <p>第39節 放射性物質災害対策 略</p> <p>第40節 危険物等保安対策 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 危険物等関係施設の安全性の確保 アからオまで 略</p> <p><u>カ 風水害への備え</u> <u>危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。</u></p> <p>(2)から(5)まで 略</p> <p>第41節 林野火災対策 略</p> <p>第42節 大規模な火事災害対策 略</p> <p>第43節 大規模停電対策 略</p> <p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 活動体制</p> <p>第1項 基本方針</p> <p>発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</p> <p>被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、<u>障がい者</u>その他に特に配慮を要するものに配慮するなど、被災者の年齢、性別、<u>障がい</u>の有無といった被災者</p>	<p>イ及びウ 略</p> <p>(2) 企業防災の促進のための取り組み 略</p> <p>第35節 防災対策に関する調査研究 略</p> <p>第36節 航空災害対策 略</p> <p>第37節 鉄道災害対策 略</p> <p>第38節 道路災害対策 略</p> <p>第39節 放射性物質災害対策 略</p> <p>第40節 危険物等保安対策 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 危険物等関係施設の安全性の確保 アからオまで 略</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(2)から(5)まで 略</p> <p>第41節 林野火災対策 略</p> <p>第42節 大規模な火事災害対策 略</p> <p>第43節 大規模停電対策 略</p> <p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 活動体制</p> <p>第1項 基本方針</p> <p>発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</p> <p>被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、<u>障害者</u>その他に特に配慮を要するものに配慮するなど、被災者の年齢、性別、<u>障害</u>の有無といった被災者</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○文言の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>第2項及び第3項 略</p> <p>第4項 市町村本部</p> <p>市町村は、市町村の地域内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で市町村長が必要と認めるときは、災対法の規定により市町村本部を設置し、災害が発生する恐れが解消し、又は災害応急対策をおおむね完了したと認めるときはこれを廃止する。</p> <p>市町村は、市町村の地域内で局地的に特別警報に準ずる気象現象が発生した場合は、市町村本部を設置又は、事態の推移に伴い速やかに市町村本部を設置するための警戒体制をとると同時に、必要に応じて、<u>避難情報</u>の発令も含め住民への周知・伝達を図るものとする。</p> <p>また、市町村長は、災害地に現地災害対策本部を置くことができる。</p> <p>なお、市町村本部等の運営の方法、配備体制等については、防災活動に即応できるように定めるとともに、災害情報の収集、災害対策の実施方針を作成し、必要に応じ関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。</p> <p>市町村本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。</p> <p>第5項 国の非常災害対策本部及び緊急災害対策本部</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 連絡調整</p> <p>県は、国の非常災害現地対策本部及び緊急災害現地対策本部が設置された場合は、緊密に連絡調整を行う。</p> <p><u>また県は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>※ 連絡会議</p> <p><u>国が現地において、関係省庁・都道府県（市町村）・ライフライン事業者等を集め、現状の把握・被災地のニーズ等の情報共有を行うために開催する会議</u></p> <p>※ 調整会議</p> <p><u>連絡会議等で把握した調整困難な災害対応や進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等を集め、役割分担、対応方針等の調整を行うために開催する会議</u></p> <p>第6項及び第7項 略</p> <p>第2節 災害対策要員の確保</p> <p>略</p> <p>第3節 ボランティア活動</p> <p>1 方針</p>	<p>の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>第2項及び第3項 略</p> <p>第4項 市町村本部</p> <p>市町村は、市町村の地域内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で市町村長が必要と認めるときは、災対法の規定により市町村本部を設置し、災害が発生する恐れが解消し、又は災害応急対策をおおむね完了したと認めるときはこれを廃止する。</p> <p>市町村は、市町村の地域内で局地的に特別警報に準ずる気象現象が発生した場合は、市町村本部を設置又は、事態の推移に伴い速やかに市町村本部を設置するための警戒体制をとると同時に、必要に応じて、<u>避難勧告等</u>の発令も含め住民への周知・伝達を図るものとする。</p> <p>また、市町村長は、災害地に現地災害対策本部を置くことができる。</p> <p>なお、市町村本部等の運営の方法、配備体制等については、防災活動に即応できるように定めるとともに、災害情報の収集、災害対策の実施方針を作成し、必要に応じ関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。</p> <p>市町村本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。</p> <p>第5項 国の非常災害対策本部及び緊急災害対策本部</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 連絡調整</p> <p>県は、国の非常災害現地対策本部及び緊急災害現地対策本部が設置された場合は、緊密に連絡調整を行う。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第6項及び第7項 略</p> <p>第2節 災害対策要員の確保</p> <p>略</p> <p>第3節 ボランティア活動</p> <p>1 方針</p>	<p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>大規模災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現地が混乱する。そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供、<u>感染症対策の徹底</u>等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第4節 自衛隊災害派遣要請 略</p> <p>第5節 災害応援要請</p> <p>1 方針</p> <p>大規模災害発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。<u>応援の派遣及び受け入れにあたっては、感染症対策に留意する。</u></p> <p>2 実施責任者 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 広域的な応援</p> <p>アからウまで 略</p> <p><u>エ 応急対策職員派遣制度の活用</u></p> <p><u>県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u></p> <p>(2)から(5)まで 略</p> <p><u>(6) 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策</u></p> <p><u>県及び市町村は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるものとする。</u></p> <p>第6節 交通応急対策</p> <p>第1項 道路交通対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 輸送道路の確保</p> <p>ア 道路に関する被害状況の把握</p> <p>道路管理者は、地震災害発生後、<u>緊急輸送道路を優先し速やかに</u>道路パトロールを行い、<u>道路及び交通の状況を把握するものとする。</u></p> <p>県、市町村、県警察においては、道路情報ネットワーク、ヘリコプター、交通監視カメラ等を活用し、県内のみならず隣接県内の道路に関する情報も的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図るものとする。<u>また、現地調査に当たっては自転車やバイク等の多様な移動手段の活用を図るものとする。</u></p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(2)から(6)まで 略</p> <p>第2項 輸送手段の確保 略</p>	<p>大規模災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現地が混乱する。そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供_____等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第4節 自衛隊災害派遣要請 略</p> <p>第5節 災害応援要請</p> <p>1 方針</p> <p>大規模災害発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。_____</p> <p>2 実施責任者 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 広域的な応援</p> <p>アからウまで 略</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(2)から(5)まで 略</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第6節 交通応急対策</p> <p>第1項 道路交通対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 輸送道路の確保</p> <p>ア 道路に関する被害状況の把握</p> <p>道路管理者は、地震災害発生後、<u>緊急輸送道路を優先的に</u>道路パトロールを行い、<u>道路及び交通の状況を把握し、</u></p> <p><u>県、市町村、県警察においては、道路情報ネットワーク、ヘリコプター、交通監視カメラ等を活用し、県内のみならず隣接県内の道路に関する情報も的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図るものとする。</u>_____</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(2)から(6)まで 略</p> <p>第2項 輸送手段の確保 略</p>	<p>○令和2年7月豪雨災害の検証結果</p> <p>○令和2年7月豪雨災害の検証結果</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○令和2年7月豪雨災害の検証結果</p> <p>○文言の修正</p> <p>○防災基本計画の反映</p>

新	旧	修正理由																																																																														
<p>第7節 通信の確保 略</p> <p>第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 警報等の発表及び解除</p> <p>ア 気象警報等</p> <p>岐阜地方気象台は、気象業務法第11条、第13条、第13条の2、第14条及び第14条の2の規定により、気象特別警報・警報・注意報・情報及び洪水警報・注意報等（以下「気象警報等」という。）を発表するものとする。気象警報等の種類及び予報区は以下のとおり。</p> <p>○気象警報等の種類</p> <table border="1" data-bbox="320 674 1270 1942"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">特別警報</td> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u></td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">警報</td> <td>暴風警報</td> <td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報</td> <td>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>大雨警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。<u>大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u></td> </tr> <tr> <td>大雪警報</td> <td>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。<u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">注意報</td> <td>風雪注意報</td> <td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>強風注意報</td> <td>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u></td> </tr> <tr> <td>大雪注意報</td> <td>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>濃霧注意報</td> <td>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>雷注意報</td> <td>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td>乾燥注意報</td> <td>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</td> </tr> <tr> <td>なだれ注意報</td> <td>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。	警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>	注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	<p>第7節 通信の確保 略</p> <p>第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 警報等の発表及び解除</p> <p>ア 気象警報等</p> <p>岐阜地方気象台は、気象業務法第11条、第13条、第13条の2、第14条及び第14条の2の規定により、気象特別警報・警報・注意報・情報及び洪水警報・注意報等（以下「気象警報等」という。）を発表するものとする。気象警報等の種類及び予報区は以下のとおり。</p> <p>○気象警報等の種類</p> <table border="1" data-bbox="1478 674 2427 1942"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">特別警報</td> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">警報</td> <td>暴風警報</td> <td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報</td> <td>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>大雨警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td>大雪警報</td> <td>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">注意報</td> <td>風雪注意報</td> <td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>強風注意報</td> <td>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>大雪注意報</td> <td>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>濃霧注意報</td> <td>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>雷注意報</td> <td>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td>乾燥注意報</td> <td>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</td> </tr> <tr> <td>なだれ注意報</td> <td>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。	警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。	注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	<p>○警戒レベルとの対応及び文言の修正</p>
種類	概要																																																																															
特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。																																																																														
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																																																																														
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>																																																																														
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。																																																																														
警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																														
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																																																																														
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>																																																																														
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																														
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>																																																																														
注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。																																																																														
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																														
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>																																																																														
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																														
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																														
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。																																																																														
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。																																																																														
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																														
種類	概要																																																																															
特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。																																																																														
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																																																																														
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。																																																																														
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。																																																																														
警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																														
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																																																																														
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。																																																																														
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																														
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。																																																																														
注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。																																																																														
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																														
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																														
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																														
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																														
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。																																																																														
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。																																																																														
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																														

新			旧			修正理由
気象情報	着氷（雪）注意報	著しい着氷（雪）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	着氷（雪）注意報	著しい着氷（雪）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。		
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。		
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。		
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。</u>	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。</u>		
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>_____</u>		
気象情報	岐阜県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。	岐阜県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。		
	岐阜県記録的短時間大雨情報	<u>岐阜県内で大雨警報発表中に</u> 数年に一度程度しか発生しないような <u>猛烈な</u> 短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測） <u>又は</u> _____解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析_____）_____したときに、 <u>府県気象情報の一種として</u> 発表される。 <u>この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」（※愛称「キキクル」）で確認する必要がある。</u> <u>岐阜県の発表基準は、1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。</u>	岐阜県記録的短時間大雨情報	_____数年に一度程度しか発生しないような_____短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測） <u>したり</u> 、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析： <u>解析雨量</u> ） <u>したり</u> したときに_____発表される。 <u>_____</u> _____		
	岐阜県竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、 <u>雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、美濃地方、飛騨地方で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</u> <u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が美濃地方、飛騨地方で発表される。</u> <u>この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</u>	岐阜県竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの <u>激しい</u> 突風に対して注意を呼びかける情報で、 <u>雷注意報を捕捉する情報として発表される。</u> _____ _____ _____ _____		
※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。			※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。			
○警報及び注意報の予報区 略			○警報及び注意報の予報区 略			
○大雨警報・洪水警報の危険度分布等			○大雨警報・洪水警報の危険度分布等			○警戒レベルとの対応
種類	概要		種類	概要		
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。		大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 _____ _____ _____		
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。		大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。		
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更		洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更		

新		旧		修正理由
	<p>新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>		<p>新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>	流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>	
<p>○早期注意情報(警報級の可能性)</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(岐阜県美濃地方、岐阜県飛騨地方)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(岐阜県)で発表される。 <u>大雨に関して、5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u></p>		<p>○早期注意情報(警報級の可能性)</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(岐阜県美濃地方、岐阜県飛騨地方)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(岐阜県)で発表される。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>		○警戒レベルとの対応
<p>イ 略</p> <p>ウ 指定河川洪水予報等</p> <p>a 及び b 略</p> <p>c 国が行う洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)到達情報</p> <p>木曾川上流河川事務所、木曾川下流河川事務所又は庄内川河川事務所は、水防法第13条第1項の規定により国土交通大臣が指定した<u>水位周知河川</u> _____ について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、氾濫危険情報として水位又は流量を示し、その状況を県知事及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。</p> <p><u>木曾川上流河川事務所、木曾川下流河川事務所又は庄内川河川事務所は、水防法第13条第1項の規定により国土交通大臣が指定した水位周知河川の破堤、越水、溢水が確認された場合は、氾濫発生情報を発表する。</u></p> <p>県知事は、この通知を受けた場合は、直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、受けた通知に係る事項を通知するものとする。洪水特別警戒水位到達情報を発表する基準となる水位は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。</p> <p>d 都道府県が行う洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)到達情報</p> <p>県は、水防法第13条第2項の規定により県知事が指定した水位周知河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、氾濫危険情報として水位又は流量を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。</p> <p><u>県は、水防法第13条第2項の規定により県知事が指定した水位周知河川の破堤、越水、溢水が確認された場合は、氾濫発生情報を発表する。</u></p>		<p>イ 略</p> <p>ウ 指定河川洪水予報等</p> <p>a 及び b 略</p> <p>c 国が行う洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)到達情報</p> <p>木曾川上流河川事務所、木曾川下流河川事務所又は庄内川河川事務所は、水防法第13条第1項の規定により国土交通大臣が指定した _____ 河川 <u>(以下「水位周知河川」という。)</u> について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、氾濫危険情報として水位又は流量を示し、その状況を県知事及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>県知事は、この通知を受けた場合は、直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、受けた通知に係る事項を通知するものとする。洪水特別警戒水位到達情報を発表する基準となる水位は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。</p> <p>d 都道府県が行う洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)到達情報</p> <p>県は、水防法第13条第2項の規定により県知事が指定した水位周知河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、氾濫危険情報として水位又は流量を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>		○文言の修正
				○令和2年7月豪雨災害の検証結果
				○令和2年7月豪雨災害の検証結果

新	旧	修正理由																																				
<p>また、その他の河川についても、<u>家屋浸水が想定される全河川へ水位計を設置し、</u>市町村等へ河川水位等の情報提供するように努めるものとする。</p> <p>県は、市町村長による洪水時における<u>避難情報</u>の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。</p> <p>洪水特別警戒水位到達情報を発表する基準となる水位は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。</p> <p>エ 市町村が行う雨水出水特別警戒水位到達情報 略</p> <p>オ 土砂災害警戒情報</p> <p>岐阜地方気象台と県が、大雨警報（土砂災害）<u>の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。危険な場所から全員が避難することが必要とされる警戒レベル4に相当する。</u></p> <p>土砂災害警戒情報の発表対象市町村は、羽島市、岐南町、笠松町、北方町、瑞穂市、神戸町、輪之内町、安八町を除く市町村とする。</p> <p>なお、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできない。 ・技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象としない。 <p>また、岐阜地方気象台及び県は、地震等により土砂災害等に係る諸条件が変化し、通常の見準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて大雨警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施するものとする。</p> <p>カ 火災警報 略</p> <p>(2) 警報等の伝達体制</p> <p>ア 伝達系統</p> <p>警報等は、次の系統図に示す経路によって迅速的確に伝達するものとする。</p> <p>県は、<u>避難情報</u>の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。</p> <p>防災気象情報と警戒レベルとの関係は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="296 1575 1231 1938"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警戒レベル <u>(配色)</u></th> <th rowspan="2">行動を促す情報 <u>(避難情報等)</u></th> <th colspan="3">警戒レベル相当情報</th> </tr> <tr> <th>水位情報がある場合</th> <th>水位情報がない場合</th> <th>土砂災害に関する情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル5 <u>(黒)</u></td> <td>緊急安全確保</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>大雨特別警報（浸水害）</td> <td>大雨特別警報（土砂災害）</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4 <u>(紫)</u></td> <td>避難指示</td> <td>氾濫危険情報</td> <td>・洪水警報の危険度分布（非常に危険）</td> <td>・土砂災害警戒情報 ・<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布</u>（非常に危険）</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル <u>(配色)</u>	行動を促す情報 <u>(避難情報等)</u>	警戒レベル相当情報			水位情報がある場合	水位情報がない場合	土砂災害に関する情報	警戒レベル5 <u>(黒)</u>	緊急安全確保	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）	大雨特別警報（土砂災害）	警戒レベル4 <u>(紫)</u>	避難指示	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布（非常に危険）	・土砂災害警戒情報 ・ <u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布</u> （非常に危険）	<p>また、その他の河川についても、<u>役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易的な方法も用いて、</u>市町村等へ河川水位等の情報提供するように努めるものとする。</p> <p>県は、市町村長による洪水時における<u>避難勧告等</u>の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。</p> <p>洪水特別警戒水位到達情報を発表する基準となる水位は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。</p> <p>エ 市町村が行う雨水出水特別警戒水位到達情報 略</p> <p>オ 土砂災害警戒情報</p> <p>岐阜地方気象台と県は、大雨警報（土砂災害）<u>発表中において、土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できるよう、共同して市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。</u></p> <p>土砂災害警戒情報の発表対象市町村は、羽島市、岐南町、笠松町、北方町、瑞穂市、神戸町、輪之内町、安八町を除く市町村とする。</p> <p>なお、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできない。 ・技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象としない。 <p>また、岐阜地方気象台及び県は、地震等により土砂災害等に係る諸条件が変化し、通常の見準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて大雨警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施するものとする。</p> <p>カ 火災警報 略</p> <p>(2) 警報等の伝達体制</p> <p>ア 伝達系統</p> <p>警報等は、次の系統図に示す経路によって迅速的確に伝達するものとする。</p> <p>県は、<u>避難勧告等</u>の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。</p> <p>防災気象情報と警戒レベルとの関係は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1454 1575 2389 1938"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警戒レベル <u>——</u></th> <th rowspan="2">避難情報</th> <th colspan="3">警戒レベル相当情報</th> </tr> <tr> <th>水位情報がある場合</th> <th>水位情報がない場合</th> <th>土砂災害に関する情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル5 <u>——</u></td> <td>災害発生情報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>大雨特別警報（浸水害）</td> <td>大雨特別警報（土砂災害）</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4 <u>——</u></td> <td><u>避難勧告・避難指示（緊急）</u></td> <td>氾濫危険情報</td> <td>・洪水警報の危険度分布（非常に危険）</td> <td>・土砂災害警戒情報 ・<u>土砂災害に関するメッシュ情報</u>（非常に危険）</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル <u>——</u>	避難情報	警戒レベル相当情報			水位情報がある場合	水位情報がない場合	土砂災害に関する情報	警戒レベル5 <u>——</u>	災害発生情報	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）	大雨特別警報（土砂災害）	警戒レベル4 <u>——</u>	<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布（非常に危険）	・土砂災害警戒情報 ・ <u>土砂災害に関するメッシュ情報</u> （非常に危険）	<p>○家屋浸水が想定される河川への水位計設置完了</p> <p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○災害対策基本法の改正及び文言の修正</p> <p>○災害対策基本法の改正及び文言の修正</p> <p>○災害対策基本法の改正及び文言の修正</p>
警戒レベル <u>(配色)</u>			行動を促す情報 <u>(避難情報等)</u>	警戒レベル相当情報																																		
	水位情報がある場合	水位情報がない場合		土砂災害に関する情報																																		
警戒レベル5 <u>(黒)</u>	緊急安全確保	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）	大雨特別警報（土砂災害）																																		
警戒レベル4 <u>(紫)</u>	避難指示	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布（非常に危険）	・土砂災害警戒情報 ・ <u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布</u> （非常に危険）																																		
警戒レベル <u>——</u>	避難情報	警戒レベル相当情報																																				
		水位情報がある場合	水位情報がない場合	土砂災害に関する情報																																		
警戒レベル5 <u>——</u>	災害発生情報	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）	大雨特別警報（土砂災害）																																		
警戒レベル4 <u>——</u>	<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布（非常に危険）	・土砂災害警戒情報 ・ <u>土砂災害に関するメッシュ情報</u> （非常に危険）																																		

新					旧					修正理由
										・土砂災害に関するメッ シユ情報(極めて危険)
警戒レベル3 (赤)	高齢者等避難	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険 度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(土砂災害) の危険度分布(警戒)	警戒レベル3 _____	避難準備・高齢者 等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険 度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッ シユ情報(警戒)	
警戒レベル2 (黄)	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険 度分布(注意)	・大雨警報(土砂災害) の危険度分布(注意)	警戒レベル2 _____	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険 度分布(注意)	・土砂災害に関するメッ シユ情報(注意)	
警戒レベル1 (白)	早期注意情報(警 報級の可能性)	_____			警戒レベル1 _____	_____	早期注意情報(警 報級の可能性)			
(略)					(略)					
a 気象警報等					a 気象警報等					
<p>(注) 1 岐阜地方気象台からNTT西日本又は東日本への通知は警報のみ。 2 岐阜地方気象台からNHK岐阜放送局へはNHK本局経由で伝達する。 3 岐阜地方気象台から中部地方整備局木曾川上流河川事務所及び北陸地方整備局神通川水系砂防事務所へは国土交通省経由で伝達する。</p> <p>※ 通信途絶時の代替経路 障害等により、通常の通信経路が途絶した法定伝達機関については、電話FAX等により伝達する。 代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で、加入電話、無線設備機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。</p>					<p>(注) _____ 岐阜地方気象台からNTT西日本又は東日本への通知は警報のみ。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>※ 通信途絶時の代替経路 障害等により、通常の通信経路が途絶した場合 _____ は、電話FAXにより伝達する。 代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で、加入電話、無線設備機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。</p>					
イ及びウ 略 (3)及び(4) 略					イ及びウ 略 (3)及び(4) 略					
第9節 災害情報等の収集・伝達					第9節 災害情報等の収集・伝達					

○伝達系統の変更

新	旧	修正理由
<p>1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 情報の収集・連絡手段</p> <p>県及び市町村は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。</p> <p>ア 情報の収集</p> <p>県及び市町村は、<u>衛星通信</u>、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、県警察、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、<u>衛星通信</u>などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。</p> <p>市町村及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。</p> <p>県は、早期に被害の概要を把握するため、特に、市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、小型無人機（ドローン）等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして積極的に災害状況の収集伝達を行うものとする。</p> <p>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び被災市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び被災市町村に連絡するものとする。また、県及び被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求めるものとする。</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(2) 被害状況等の調査・報告</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 被害状況等の調査及び報告</p> <p>被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定できないが、おおむね次表の区分によって調査、報告をするものとする。</p> <p>特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録<u> </u>の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録<u> </u>を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など<u>住民</u>登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡するものとする。</p>	<p>1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 情報の収集・連絡手段</p> <p>県及び市町村は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。</p> <p>ア 情報の収集</p> <p>県及び市町村は、<u>衛星携帯電話</u>、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、県警察、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、<u>衛星携帯電話</u>などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。</p> <p>市町村及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。</p> <p>県は、早期に被害の概要を把握するため、特に、市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、小型無人機（ドローン）等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして積極的に災害状況の収集伝達を行うものとする。</p> <p>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び被災市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び被災市町村に連絡するものとする。また、県及び被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求めるものとする。</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(2) 被害状況等の調査・報告</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 被害状況等の調査及び報告</p> <p>被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定できないが、おおむね次表の区分によって調査、報告をするものとする。</p> <p>特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録<u>や外国人登録</u>の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録<u>や外国人登録</u>を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など<u>外国人</u>登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡するものとする。</p>	<p>○文言の修正</p> <p>○防災基本計画と整合</p>

新	旧	修正理由
<p>略</p> <p>(3)から(6)まで 略 別表1及び別表2 略</p> <p>第10節 災害広報 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 災害広報の実施</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、災害発生後速やかに広報部門を設置し、互いに連携して、被災住民をはじめとする県民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行うものとする。</p> <p>ア 県及び市町村の広報する災害に関する情報</p> <p>a 県と市町村との役割分担</p> <p>略</p> <p>b 広報の手段</p> <p>県、市町村は、情報伝達に当たって、<u>被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、Lアラート（災害情報共有システム）、掲示板、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営者の協力を得るなどあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。</u></p> <p>c 広報の内容</p> <p>災害の発生状況、避難に関する情報（避難所、<u>避難情報</u>等）、災害応急対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他県民生活に関することなど、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする。</p> <p>イ 防災関係機関の広報する災害に関する情報</p> <p>略</p> <p>(2) 報道機関との連携</p> <p>ア 情報の提供及び報道の要請</p> <p>県及び市町村は、情報を一元的に報道機関に提供し、必要に応じ報道要請するものとする。また、防災関係機関は、県に準じ、報道機関に対し、居住者等に密接に関係のある事項について情報提供・報道要請をするものとする。</p> <p>特に、大規模災害発生のおそれがあるときは、県は県域放送局に対して、住民の避難行動につながるよう、現地の状況や<u>避難情報</u>の発令状況、避難所の開設状況など、きめ細かな放送を要請する。</p> <p>また、県は県域放送局等に対して、大雨・災害関連情報の提供に努めるものとする。</p>	<p>略</p> <p>(3)から(6)まで 略 別表1及び別表2 略</p> <p>第10節 災害広報 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 災害広報の実施</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、災害発生後速やかに広報部門を設置し、互いに連携して、被災住民をはじめとする県民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行うものとする。</p> <p>ア 県及び市町村の広報する災害に関する情報</p> <p>a 県と市町村との役割分担</p> <p>略</p> <p>b 広報の手段</p> <p>県、市町村は、情報伝達に当たって、<u>防災行政無線</u>、Lアラート（災害情報共有システム）、掲示板、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営者の協力を得るなどあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>c 広報の内容</p> <p>災害の発生状況、避難に関する情報（避難所、<u>避難勧告・避難指示</u>等）、災害応急対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他県民生活に関することなど、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする。</p> <p>イ 防災関係機関の広報する災害に関する情報</p> <p>略</p> <p>(2) 報道機関との連携</p> <p>ア 情報の提供及び報道の要請</p> <p>県及び市町村は、情報を一元的に報道機関に提供し、必要に応じ報道要請するものとする。また、防災関係機関は、県に準じ、報道機関に対し、居住者等に密接に関係のある事項について情報提供・報道要請をするものとする。</p> <p>特に、大規模災害発生のおそれがあるときは、県は県域放送局に対して、住民の避難行動につながるよう、現地の状況や<u>避難勧告等</u>の発令状況、避難所の開設状況など、きめ細かな放送を要請する。</p> <p>また、県は県域放送局等に対して、大雨・災害関連情報の提供に努めるものとする。</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○災害対策基本法の改正</p>

新	旧	修正理由
<p>報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力するものとする。</p> <p>イ サイレントタイム設定の検討 略 (3)から(7)まで 略</p> <p>第11節 消防・救急・救助活動 略</p> <p>第12節 水防活動 1及び2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 水防活動 アからウまで 略</p> <p>エ 既存ダムの事前放流時の情報共有 <u>既存ダムの洪水調節機能強化のため、治水協定に基づき、ダムの事前放流を実施する態勢に入る場合には、ダムの貯水位、流入量、放流量や、気象情報、下流河川水位等の情報を河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体との間で情報を共有する。</u></p> <p>オ 水防作業 略 カ 水防情報 略 キ 決壊等の通報及び決壊後の処理 略 ク その他 略</p> <p>(2) 湛水排除 略</p> <p>第13節 雪害対策 略</p> <p>第14節 火山災害対策 1 略</p> <p>2 実施責任者 気象庁 岐阜地方気象台 県 県警察 市町村 防災関係機関 火山防災協議会</p> <p>3 実施内容 (1) 噴火警報等の種類と発表および伝達 ア 噴火警報・予報 (ア) 噴火警報・予報の種類 a 噴火警報：気象業務法第13条及び第13条の2の規定により、気象庁が、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、警戒が必要な範囲を付した名称で発表する。<u>なお、居住地域に重大な影響を及ぼす噴火が予想される場合に発</u></p>	<p>報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力するものとする。</p> <p>イ サイレントタイム設定の検討 略 (3)から(7)まで 略</p> <p>第11節 消防・救急・救助活動 略</p> <p>第12節 水防活動 1及び2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 水防活動 アからウまで 略</p> <p>(新規)</p> <p>エ 水防作業 略 オ 水防情報 略 カ 決壊等の通報及び決壊後の処理 略 キ その他 略</p> <p>(2) 湛水排除 略</p> <p>第13節 雪害対策 略</p> <p>第14節 火山災害対策 1 略</p> <p>2 実施責任者 岐阜地方気象台 県 県警察 市町村 防災関係機関 火山防災協議会</p> <p>3 実施内容 (1) 噴火警報等の種類と発表および伝達 ア 噴火警報・予報 (ア) 噴火警報・予報の種類 a 噴火警報：気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、警戒が必要な範囲を付した名称で発表する。</p>	<p>○令和2年7月豪雨災害の検証結果</p> <p>○気象庁意見の反映</p> <p>○気象庁意見の反映</p>

新	旧	修正理由
<p><u>表される噴火警報は、特別警報に位置付けられる。</u></p> <p>b 噴火予報：気象業務法第13条の規定により、<u>気象庁</u>が、火山活動が静穏な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。</p> <p>(イ) 噴火警戒レベル 火山活動の状況に応じて警戒が必要な範囲と防災機関や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警報・予報に含めて発表する。 岐阜県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況を下表に示す。 なお、御嶽山の噴火警戒レベルは別表3に、焼岳の噴火警戒レベルは別表4に、白山の噴火警戒レベルは別表5に、乗鞍岳の噴火警戒レベルは別表6に、具体的な規制範囲等は市町村の地域防災計画に記載する。 (略)</p> <p>(ウ) から (エ) まで 略</p> <p>イ 降灰予報 気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。</p> <p>(ア) 降灰予報 (定時)</p> <ul style="list-style-type: none"> 噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表 噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的(3時間ごと)に発表 18時間先(3時間ごと)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の<u>落下</u>範囲を提供 <p>(イ) 及び (ウ) 略</p> <p>ウ 火山現象に関する情報等 噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。</p> <p>(ア) 火山の状況に関する解説情報 <u>現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、または警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要がある場合に、適時発表</u></p> <p>(イ) 火山の状況に関する解説情報 (臨時) <u>噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、または警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないが、今後の活動の推移によってはこれらの可能性がある場合、またはその判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるために発表</u></p> <p>(ウ) 噴火速報 噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表 なお、以下のような場合には発表しない。 ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合 ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合</p> <p>(エ) 火山活動解説資料</p>	<p>b 噴火予報：気象業務法第13条の規定により、気象庁<u>地震火山部火山課火山監視・警報センター</u>が、火山活動が静穏な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。</p> <p>(イ) 噴火警戒レベル 火山活動の状況に応じて警戒が必要な範囲と防災機関や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警報・予報に含めて発表する。 岐阜県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況を下表に示す。 なお、御嶽山の噴火警戒レベルは別表3に、焼岳の噴火警戒レベルは別表4に、白山の噴火警戒レベルは別表5に、乗鞍岳の噴火警戒レベルは別表6に、具体的な規制範囲等は市町村の地域防災計画に記載する。 (略)</p> <p>(ウ) から (エ) まで 略</p> <p>イ 降灰予報 気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。</p> <p>(ア) 降灰予報 (定時)</p> <ul style="list-style-type: none"> 噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表 噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的(3時間ごと)に発表 18時間先(3時間ごと)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の<u>落下</u>範囲を提供 <p>(イ) 及び (ウ) 略</p> <p>ウ 火山現象に関する情報等 噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。</p> <p>(ア) 火山の状況に関する解説情報 <u>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時的発表であることを明示し発表 (新規)</u></p> <p>(イ) 噴火速報 噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表 なお、以下のような場合には発表しない。 ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合 ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合</p> <p>(ウ) 火山活動解説資料</p>	<p>○文言の修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○気象庁の標準的な記載内容に修正</p>

新	旧	修正理由
<p><u>写真</u>や図表等を用いて火山活動の状況や<u>防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため</u>、毎月又は必要に応じて発表</p> <p>(オ) 月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表</p> <p>(カ) 噴火に関する火山観測報 噴火が発生したときに、<u>噴火が発生したことや噴火に関する情報(発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を</u>発表</p> <p>(2) 噴火警報等の伝達体制 県は、国から噴火警報、火山の状況に関する解説情報(臨時)、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村その他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。 市町村は、県から噴火警報、火山の状況に関する解説情報(臨時)、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を市町村防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者等へ伝達するものとする。 また、放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等について、住民、登山者等への伝達に努めるものとする。 なお、市町村は、特別警報にあたる噴火警報(噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル4以上、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報(居住地域)」)の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者等に伝達するものとする。</p> <p>ア 噴火警報等の発表及び通報、伝達 気象庁_____が噴火警報等を発表し、<u>その伝達は下の「伝達系統図」に定めるところによる。</u></p> <hr/> <p>イ 異常現象発見者の通報義務及び通報先 市町村は、火山の異常現象を発見した者の通報義務及び通報先に関する事項について、住民、登山者等に周知徹底するものとする。また、異常現象を了知し気象台等関係機関に通報する場合における通報先、通報すべき内容及び通報手段に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>避難情報</u>の発令、住民、登山者等の避難誘導、警戒区域の設定 市町村は、火山噴火等により住民、登山者等の生命、身体等に危険がある場合には、平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき、気象庁が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、<u>避難</u>指示、警戒区域の設定等を行うとともに、県警察の協力を得て適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。 市町村は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民、登山者等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難<u>情報の発令</u>を行うよう努め</p>	<p><u>地図</u>や図表等を用いて火山活動の状況等<u>を詳細にとりまとめたもので</u>、_____毎月又は必要に応じて発表</p> <p>(エ) 月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表</p> <p>(オ) 噴火に関する火山観測報 噴火が発生したときに、<u>発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表</u></p> <p>(2) 噴火警報等の伝達体制 県は、国から噴火警報、火山の状況に関する解説情報(臨時)、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村その他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。 市町村は、県から噴火警報、火山の状況に関する解説情報(臨時)、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を市町村防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者等へ伝達するものとする。 また、放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等について、住民、登山者等への伝達に努めるものとする。 なお、市町村は、特別警報にあたる噴火警報(噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル4以上、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報(居住地域)」)の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者等に伝達するものとする。</p> <p>ア 噴火警報等の発表及び通報、伝達 気象庁<u>地震火山部火山課火山監視・警報センター</u>が噴火警報等を発表し、<u>岐阜地方気象台はそれを関係機関へ伝達する。</u></p> <p>イ 噴火警報等の伝達系統 <u>噴火警報等の伝達は、下の「伝達体制図」に定めるところによる。</u></p> <p>ウ 異常現象発見者の通報義務及び通報先 市町村は、火山の異常現象を発見した者の通報義務及び通報先に関する事項について、住民、登山者等に周知徹底するものとする。また、異常現象を了知し気象台等関係機関に通報する場合における通報先、通報すべき内容及び通報手段に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>避難勧告等</u>の発令、住民、登山者等の避難誘導、警戒区域の設定 市町村は、火山噴火等により住民、登山者等の生命、身体等に危険がある場合には、平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき、気象庁が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、<u>避難勧告</u>・指示、警戒区域の設定等を行うとともに、県警察の協力を得て適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。 市町村は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民、登山者等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難<u>勧告等</u>を行うよう努め</p>	<p>○気象庁の標準的な記載内容に修正</p> <p>○気象庁の標準的な記載内容に修正</p> <p>○気象庁意見の反映</p> <p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○災害対策基本法の</p>

新

るものとする。

<噴火警報等の____伝達系統図>

注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の**規定**に基づく噴火警報の法定通知先。

注2) 特別警報が発表された場合、**県から関係市町村への通知、及び市町村から住民への周知の措置が義務づけられている。**

注3) 破線で示すルートは、**規定された通信系統障害時にバックアップを行う。**

* NTT東日本又はNTT西日本の関係市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。

別表3 御嶽山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応(※)	想定される現象等
特別警報	噴火警報 居住地域 または噴火警報	居住地域 及びその火側 住域びれり口	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・噴火が発生し、大きな噴石や溶岩流や火砕流(積雪期には融雪型火山泥流)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している 【過去事例】 歴史記録なし
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	・噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流、火砕流(積雪期には融雪型火山泥流)が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される 【過去事例】 歴史記録なし

旧

るものとする。

<噴火警報等の**受理**・伝達系統図>

注_) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の**規程**に基づく噴火警報の法定通知先。

* NTT東日本又はNTT西日本の関係市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。

別表3 御嶽山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応(※)	想定される現象等
特別警報	噴火警報 居住地域 または噴火警報	居住地域 及びその火側 住域びれり口	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・噴火が発生し、大きな噴石や溶岩流や火砕流(積雪期には融雪型火山泥流)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している 【過去事例】 歴史記録なし
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	・噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流、火砕流(積雪期には融雪型火山泥流)が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される 【過去事例】 歴史記録なし

修正理由

改正

○気象庁の伝達ルート変更

○文言の修正

○気象業務法に基づく修正

○通信障害時の対応を追記

新						旧						修正理由	
警報	噴火警報（火口周辺） または火口周辺警報	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 地震活動の高まりや地殻変動等により、小規模噴火の発生が予想される 【過去事例】 2007年3月後半:79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、北東側200m範囲に降灰 2006年12月～2007年2月:山頂部直下でわずかな山体膨張及び火山性地震・微動の増加 1991年5月中旬:79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、東側200m範囲に降灰 1991年4月～7月:火山性地震・微動の増加 <ul style="list-style-type: none"> 小規模噴火が発生し、火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散する 【過去事例】 歴史記録なし 	噴火警報（火口周辺） または火口周辺警報	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 地震活動の高まりや地殻変動等により、小規模噴火の発生が予想される 【過去事例】 2007年3月後半:79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、北東側200m範囲に降灰 2006年12月～2007年2月:山頂部直下でわずかな山体膨張及び火山性地震・微動の増加 1991年5月中旬:79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、東側200m範囲に降灰 1991年4月～7月:火山性地震・微動の増加 <ul style="list-style-type: none"> 小規模噴火が発生し、火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散する 【過去事例】 歴史記録なし 	○文言の修正
		火か居地近まで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 大きな噴石の飛散が概ね1kmを超える噴火が発生すると予想されるが、概ね4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火が発生する可能性はないと予想される 【過去事例】 1979年10月28日:剣ヶ峰南西側斜面(79-1～10火口)で噴火。噴煙の状況から、大きな噴石の飛散が概ね1kmを超える可能性があるとして予想。ただし、概ね4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火に、すぐには移行しないと予想 大きな噴石が概ね1km以上飛散する。ただし、概ね4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火は発生しないと予想される 【過去事例】 2014年9月27日(※詳細は調査中) 		<ul style="list-style-type: none"> 大きな噴石の飛散が概ね1kmを超える噴火が発生すると予想されるが、概ね4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火が発生する可能性はないと予想される 【過去事例】 1979年10月28日:剣ヶ峰南西側斜面(79-1～10火口)で噴火。噴煙の状況から、大きな噴石の飛散が概ね1kmを超える可能性があるとして予想。ただし、概ね4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火に、すぐには移行しないと予想 大きな噴石が概ね1km以上飛散する。ただし、概ね4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火は発生しないと予想される 【過去事例】 2014年9月27日(※詳細は気象庁で調査中) 					
	予報	噴火予報	火口内等	1 (活火であると留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等 (2021年5月現在、地元自治体の一部の登山道を除き、火口から概ね1kmまで立入規制中)。	火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり	予報	噴火予報	火口内等	1 (活火であると留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	
<p>注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。</p> <p>注2) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。</p> <p>注3) <u>過去事例のうち、2014年9月27日に発生した噴火のレベルについては、今後、御嶽山火山防災協議会における検討・協議を経て確定することとなる。</u></p> <p>※このレベルは地元市町村等と協議して作成したものであり、各レベルにおける具体的な規制範囲等については関係市町村の地域防災計画等で定める。</p>						<p>注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。</p> <p>注2) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる</p> <hr/> <p>※このレベルは地元市町村等と協議して作成したものであり、各レベルにおける具体的な規制範囲等については関係市町村の地域防災計画等で定める。</p>						○気象庁意見の反映	

新							旧							修正理由
別表4 焼岳の噴火警戒レベル							別表4 焼岳の噴火警戒レベル							
種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動 の状況	住民等の行動 及び登山者・ 入山者等への 対応	想定される現象等	種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動 の状況	住民等の行動 及び登山者・ 入山者等への 対応	想定される現象等	
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地及びその火側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期の場合)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 約4000年前の噴火(下堀沢溶岩流の噴火) 約2300年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火)	特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地及びその火側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期の場合)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 約4000年前の噴火(下堀沢溶岩流の噴火) 約2300年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火)	○現在の噴火警戒レベル表の表記にあわせるよう修正
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	・溶岩流出あるいは溶岩ドームの形成。 ・火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期の場合)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 ・火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。 【過去事例】 約4000年前の噴火(下堀沢溶岩流の噴火) 約2300年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火)				4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	・溶岩流出あるいは溶岩ドームの形成。 ・火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期の場合)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 ・火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。 【過去事例】 約4000年前の噴火(下堀沢溶岩流の噴火) 約2300年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火)	
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・大規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね2km以内に噴石が飛散。 【過去事例】 1915年:水蒸気噴火が発生し、爆風により火口から概ね1km以内で倒木。	警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・大規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね2km以内に噴石が飛散。 【過去事例】 1915年:水蒸気噴火が発生し、爆風により火口から概ね1km以内で倒木。	○現在の噴火警戒レベル表の表記にあわせるよう修正
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・小規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石が飛散。 【過去事例】 1962年:水蒸気噴火が発生し、噴石が旧焼岳小屋まで飛散				2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・小規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石が飛散。 【過去事例】 1962年:水蒸気噴火が発生し、噴石が旧焼岳小屋まで飛散	

新							旧							修正理由
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。	予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。	

注) ここでいう「噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。
このレベル表は地元市町村等と調整の上で作成したものであり、各レベルにおける具体的な規制範囲等については関係市町村の地域防災計画等で定める。

注) ここでいう「噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。
このレベル表は地元市町村等と調整の上で作成したものであり、各レベルにおける具体的な規制範囲等については関係市町村の地域防災計画等で定める。

別表5 白山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警戒報	噴火警戒報(居住地域)または噴火警戒報	居住地及びその火側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流(積雪期)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 歴史記録なし
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	・融雪型泥流(積雪期)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 歴史記録なし
警戒報	噴火警戒報(火口周辺)または火口周辺警戒報	火口から居住域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 状況に応じて要配慮者の避難準備等。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・ <u>居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流(積雪期)、溶岩流を伴う噴火が発生、または予想される。</u> ・ <u>火口から概ね4km以内に噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。</u> 【過去事例】 2200年前の噴火:溶岩流が約7km流下(白水滝溶岩)、溶岩ドームの形成 1554~56年:マグマ噴火が発生し、火砕流が約1km流下、溶岩ドームの形成

別表5 白山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警戒報	噴火警戒報(居住地域)または噴火警戒報	居住地及びその火側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流(積雪期)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 歴史記録なし
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	・融雪型泥流(積雪期)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 歴史記録なし
警戒報	噴火警戒報(火口周辺)または火口周辺警戒報	火口から居住域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 状況に応じて要配慮者の避難準備等。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・ <u>火口から概ね4km以内に噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。</u> ・ <u>居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流を伴う噴火が発生、または予想される。</u> 【過去事例】 2200年前の噴火:溶岩流が約7km流下形成(白水滝溶岩)、溶岩ドームの形成 1554~56年:マグマ噴火が発生し、火砕流が約1km流下、溶岩ドームの形成

○今年度改訂予定の噴火警戒レベル表の表記にあわせ修正

新						旧						修正理由		
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・火口から概ね 2km 以内に噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1042年：翠が池火口あるいは千蛇ヶ池火口から噴火、軽石			火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・火口から概ね 2km 以内に噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1042年：翠が池火口あるいは千蛇ヶ池火口から噴火、軽石	
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。 【過去事例】 2005年：地震活動活発 2014年12月：地震活動活発 2017年11月：地震活動活発 2020年6月：地震活動活発	予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。 【過去事例】 2005年：地震活動活発 2011年3月：地震活動活発 2014年12月：地震活動活発	

注) ここでいう「噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。このレベル表は地元市町村等と調整の上で作成したものであり、各レベルにおける具体的な規制範囲等については関係市町村の地域防災計画等で定める。

注) ここでいう「噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。このレベル表は地元市町村等と調整の上で作成したものであり、各レベルにおける具体的な規制範囲等については関係市町村の地域防災計画等で定める。

別表6 乗鞍岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地及びその火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流(積雪期)が居住地域に到達する <u>ような噴火が切迫している。</u> 【過去事例】 約9200年前の火山砕屑物を噴出するマグマ噴火 ・噴火が発生し、 <u>火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流(積雪期)が居住地域に到達。</u> 【過去事例】 <u>歴史記録なし</u>
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	・火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期)が居住地域に <u>到達する</u> ような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 歴史記録なし

別表6 乗鞍岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地及びその火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流(積雪期)が居住地域に到達、 <u>あるいはそのような噴火が切迫している。</u> 【過去事例】 約9200年前の火山砕屑物を噴出するマグマ噴火 _____
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	・火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期)が居住地域 <u>まで到達する</u> ような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 歴史記録なし

○H31 運用開始の噴火警戒レベル表を反映

新						旧						修正理由	
警報	噴火警報 (火口周辺) または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	<p><u>登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。</u></p> <p><u>住民は通常的生活。</u></p> <p><u>状況に応じて要配慮者の避難準備等。</u></p>	<p>・火口から概ね4km以内に<u>大きな</u>噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下するような噴火が_____予想される。</p> <p>【過去事例】 歴史記録なし</p> <p>・噴火が発生し、火口から概ね4km以内に<u>大きな</u>噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下。</p> <p>【過去事例】 歴史記録なし</p>	噴火警報 (火口周辺) または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	<p><u>住民は通常的生活。</u></p> <p><u>状況に応じて要配慮者の避難準備。</u></p> <p><u>登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。</u></p>	<p>・火口から概ね4km以内に_____噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下するような噴火が<u>発生、または</u>予想される。</p> <p>【過去事例】 歴史記録なし</p>	
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	<p><u>火口周辺への立入規制等。</u></p> <p><u>住民は通常的生活。</u></p>	<p>・火口から概ね1km以内に<u>大きな</u>噴石が飛散するような噴火が_____予想される。</p> <p>【過去事例】 歴史記録なし</p> <p>・噴火が発生し、火口から概ね1km以内に<u>大きな</u>噴石が飛散。</p> <p>【過去事例】 歴史記録なし</p>		<p><u>住民は通常的生活。</u></p> <p><u>火口周辺への立入規制等。</u></p>	<p>・火口から概ね1km以内に_____噴石を飛散させる_____噴火が<u>発生、または</u>予想される。</p> <p>【過去事例】 歴史記録なし</p>				
	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	<p>状況に応じて火口内への立入規制等。</p> <p><u>住民は通常的生活。</u></p>	<p>・火山活動は静穏。</p>	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	<p>状況に応じて火口内への立入規制等。</p>	<p>・火山活動は静穏。</p>	
<p>注1) ここでいう「<u>大きな</u>噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。</p> <p>注2) 火口とは想定火口域をいう。</p> <p>このレベル表は地元市町村等と調整の上で作成したものであり、各レベルにおける具体的な規制範囲等については関係市町村の地域防災計画等で定める。</p> <p>第15節 県防災ヘリコプターの活用 略</p> <p>第16節 孤立地域対策 略</p> <p>第17節 災害救助法の適用 略</p> <p>第18節 避難対策 1 方針 災害発生により危険が急迫し、住民等の生命及び身体の安全の確保等が必要と認め</p>						<p>注_) ここでいう「_____噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。</p> <p>このレベル表は地元市町村等と調整の上で作成したものであり、各レベルにおける具体的な規制範囲等については関係市町村の地域防災計画等で定める。</p> <p>第15節 県防災ヘリコプターの活用 略</p> <p>第16節 孤立地域対策 略</p> <p>第17節 災害救助法の適用 略</p> <p>第18節 避難対策 1 方針 災害発生により危険が急迫し、住民等の生命及び身体の安全の確保等が必要と認め</p>							

新	旧	修正理由
<p>られるとき、市町村長を中心として防災関係者が相互に連携をとり地域住民に対し、避難のための立退きの_____指示等をして、<u>危険な場所から</u>避難させる。</p> <p>2 実施責任者 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 避難の_____指示</p> <p>災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、市町村長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき、地域住民等に対して避難のための立ち退きの_____指示を行うものとする。</p> <p>ア 市町村長の措置</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者等に対し、_____避難のための立退きを指示することができる。(災対法第60条第1項)</p> <p><u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。(災対法第60条第3項)</u></p> <p>市町村は、住民に対する避難のための<u>避難情報</u>を発令するにあたり、国や気象台、県が発表する洪水予報等の情報や河川の水位、画像情報、また、県から提供される水害危険情報図等を基に、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>避難情報</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における<u>避難情報</u>の発令に努めるものとする。</p> <p>市町村は、避難<u>指示</u>の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難<u>指示</u>を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。</p> <p>指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合には、<u>避難情報発令</u>の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時機を失することなく<u>避難情報</u>が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p> <p>イからカまで 略</p> <p>(2) 避難の_____指示内容</p> <p>避難の_____指示は、下記の内容を明示して行うものとする。</p> <p>a 避難対象地域</p> <p>b 避難先</p> <p>c 避難路</p> <p>d 避難の_____指示の理由</p> <p>e その他必要な事項</p>	<p>られるとき、市町村長を中心として防災関係者が相互に連携をとり地域住民に対し、避難のための立退きの<u>勧告</u>、指示等をして、<u>安全な場所へ</u>避難させる。</p> <p>2 実施責任者 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 避難の<u>勧告又は指示</u></p> <p>災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、市町村長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき、地域住民等に対して避難のための立ち退きの<u>勧告又は指示</u>を行うものとする。</p> <p>ア 市町村長の措置</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の_____居住者等に対し、<u>避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。(災対法第60条第1項)</u></p> <p>市町村は、住民に対する避難のための<u>避難勧告等</u>を発令するにあたり、国や気象台、県が発表する洪水予報等の情報や河川の水位、画像情報、また、県から提供される水害危険情報図等を基に、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>避難勧告及び避難指示(緊急)及び災害発生情報</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令に努めるものとする。</p> <p>市町村は、避難<u>勧告</u>の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難<u>勧告</u>を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。</p> <p>指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合には、<u>避難勧告等</u>の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時機を失することなく<u>避難勧告等</u>が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p> <p>イからカまで 略</p> <p>(2) 避難の<u>勧告又は指示</u>内容</p> <p>避難の<u>勧告又は指示</u>は、下記の内容を明示して行うものとする。</p> <p>a 避難対象地域</p> <p>b 避難先</p> <p>c 避難路</p> <p>d 避難の<u>勧告又は指示</u>の理由</p> <p>e その他必要な事項</p>	<p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○災害対策基本法の改正</p>

新	旧	修正理由
<p>(3) 避難情報の解除 市町村は、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>(4) 避難措置等の周知 ア 関係機関相互の通知及び連絡 避難のための立ち退きを_____指示し、若しくは指示等を承知したとき、避難指示者等は、関係機関に通知又は連絡するものとする。 イ 住民等に対する周知 県及び市町村は、避難の_____指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、「第3章第10節 災害広報」により住民への周知を実施するものとする。特に、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。 なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。 また、市町村は、<u>安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしている</u>と住民等自身が判断する場合は、_____「屋内安全確保」を行う<u>ことができることを踏まえ、住民等に周知する</u>ものとする。</p> <p>(5) 避難場所及び避難所の開設・運営 ア 避難場所及び避難所の開設場所 市町村は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時に、必要に応じ、_____高齢者等避難_____の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。 また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。 さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所を確保するよう努めるものとする。 市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。 県及び市町村は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>イ及びウ 略</p>	<p>(3) 避難勧告等の解除 市町村は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>(4) 避難措置等の周知 ア 関係機関相互の通知及び連絡 避難のための立ち退きを勧告し、又は指示をし、若しくは指示等を承知したとき、避難指示者等は、関係機関に通知又は連絡するものとする。 イ 住民等に対する周知 県及び市町村は、避難の勧告又は指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、「第3章第10節 災害広報」により住民への周知を実施するものとする。特に、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。 なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。 また、市町村は、<u>指定緊急避難場所への移動を原則とする</u>_____ものの、<u>避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと</u>_____住民等自身が判断する場合は、<u>「近隣の緊急的な安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべき</u>_____ことについて、<u>安全確保措置を指示することができる</u>ものとする。</p> <p>(5) 避難場所及び避難所の開設・運営 ア 避難場所及び避難所の開設場所 市町村は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時に、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。 また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。 さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所を確保するよう努めるものとする。 市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。 県及び市町村は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>イ及びウ 略</p>	<p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○避難の考え方を整理</p> <p>○災害対策基本法の改正</p>

新	旧	修正理由
<p>エ 指定避難所の運営・管理等</p> <p>市町村は、指定避難所の運営をあらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅被災者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める<u>とともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める</u>ものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。</p> <p>市町村は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供するものとする。</p> <p>市町村は、<u>自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外に避難した</u>被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p> <p>オ及びカ 略</p> <p>(6) 避難路の通行確保 略</p> <p>(7) 避難の誘導</p> <p>避難措置の実施者は、<u>避難情報</u>を発令するとともに、住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導に当たっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する</p>	<p>エ 指定避難所の運営・管理等</p> <p>市町村は、指定避難所の運営をあらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅被災者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める<u>_____</u>ものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。</p> <p>市町村は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供するものとする。</p> <p>市町村は、<u>やむを得ず指定避難所に滞在することができない</u>被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p> <p>オ及びカ 略</p> <p>(6) 避難路の通行確保 略</p> <p>(7) 避難の誘導</p> <p>避難措置の実施者は、<u>避難勧告等</u>を発令するとともに、住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導に当たっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○令和2年7月豪雨災害の検証結果</p> <p>○災害対策基本法の改正</p>

新	旧	修正理由																																						
<p>情報の提供に努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて<u>避難情報</u>の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、<u>避難情報</u>に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p> <p>○警戒レベルと避難行動の関係</p> <table border="1" data-bbox="284 554 1151 1176"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警戒レベル</th> <th rowspan="2">住民が取るべき避難行動</th> <th>住民に行動を促す情報</th> </tr> <tr> <th>避難情報等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル5</td> <td><u>命の危険がある。直ちに安全を確保する。</u></td> <td><u>緊急安全確保（必ず発令される情報ではない）</u></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4</td> <td><u>危険な場所から全員避難する。</u></td> <td>避難指示</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td><u>危険な場所から高齢者等は避難する。</u></td> <td>高齢者等避難</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2</td> <td>自らの避難行動を確認する。</td> <td>洪水注意報・大雨注意報</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル1</td> <td>災害への心構えを高める。</td> <td>早期注意情報（警報級の可能性）</td> </tr> </tbody> </table> <p>市町村は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、<u>避難情報の発令</u>を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等で行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。</p> <p>(8) 自主防災組織による避難活動 自主防災組織は、自ら又は市町村の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施するものとする。 ア <u>避難情報</u>の地域内居住者等への伝達の徹底 イ 避難時の携行品(食料、飲料水、貴重品等)の周知 ウ 高齢者、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送 エ 防火、防犯措置の徹底 オ 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への受入れ カ 地域内居住者の避難の把握</p> <p>(9)から(14)まで 略</p> <p>第19節 食料供給活動 略</p> <p>第20節 給水活動 略</p> <p>第21節 生活必需品供給活動</p>	警戒レベル	住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報	避難情報等	警戒レベル5	<u>命の危険がある。直ちに安全を確保する。</u>	<u>緊急安全確保（必ず発令される情報ではない）</u>	警戒レベル4	<u>危険な場所から全員避難する。</u>	避難指示	警戒レベル3	<u>危険な場所から高齢者等は避難する。</u>	高齢者等避難	警戒レベル2	自らの避難行動を確認する。	洪水注意報・大雨注意報	警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）	<p>情報の提供に努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて<u>避難情報</u>の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、<u>避難情報</u>に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p> <p>○警戒レベルと避難行動の関係</p> <table border="1" data-bbox="1442 554 2309 1176"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警戒レベル</th> <th rowspan="2">住民が取るべき避難行動</th> <th>住民に行動を促す情報</th> </tr> <tr> <th>避難情報等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル5</td> <td><u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</u></td> <td><u>災害発生情報</u></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4</td> <td><u>指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</u> <u>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</u></td> <td><u>避難勧告・避難指示（緊急）</u></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td><u>高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</u></td> <td><u>避難準備・高齢者等避難開始</u></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2</td> <td><u>避難に備え</u>自らの避難行動を確認する。</td> <td>洪水注意報・大雨注意報</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル1</td> <td>災害への心構えを高める。</td> <td>早期注意情報（警報級の可能性）</td> </tr> </tbody> </table> <p>市町村は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、<u>避難勧告等</u>を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等で行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。</p> <p>(8) 自主防災組織による避難活動 自主防災組織は、自ら又は市町村の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施するものとする。 ア <u>避難指示（緊急）等</u>の地域内居住者等への伝達の徹底 イ 避難時の携行品(食料、飲料水、貴重品等)の周知 ウ 高齢者、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送 エ 防火、防犯措置の徹底 オ 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への受入れ カ 地域内居住者の避難の把握</p> <p>(9)から(14)まで 略</p> <p>第19節 食料供給活動 略</p> <p>第20節 給水活動 略</p> <p>第21節 生活必需品供給活動</p>	警戒レベル	住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報	避難情報等	警戒レベル5	<u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</u>	<u>災害発生情報</u>	警戒レベル4	<u>指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</u> <u>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</u>	<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>	警戒レベル3	<u>高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</u>	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	警戒レベル2	<u>避難に備え</u> 自らの避難行動を確認する。	洪水注意報・大雨注意報	警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）	<p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○災害対策基本法の改正</p>
警戒レベル			住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報																																				
	避難情報等																																							
警戒レベル5	<u>命の危険がある。直ちに安全を確保する。</u>	<u>緊急安全確保（必ず発令される情報ではない）</u>																																						
警戒レベル4	<u>危険な場所から全員避難する。</u>	避難指示																																						
警戒レベル3	<u>危険な場所から高齢者等は避難する。</u>	高齢者等避難																																						
警戒レベル2	自らの避難行動を確認する。	洪水注意報・大雨注意報																																						
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）																																						
警戒レベル	住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報																																						
		避難情報等																																						
警戒レベル5	<u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</u>	<u>災害発生情報</u>																																						
警戒レベル4	<u>指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</u> <u>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</u>	<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>																																						
警戒レベル3	<u>高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</u>	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>																																						
警戒レベル2	<u>避難に備え</u> 自らの避難行動を確認する。	洪水注意報・大雨注意報																																						
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）																																						

新	旧	修正理由
<p>略</p> <p>第22節 要配慮者・避難行動要支援者対策 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p><u>市町村は、発災時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>第23節 帰宅困難者対策 略</p> <p>第24節 応急住宅対策 略</p> <p>第25節 医療・救護活動 略</p> <p>第26節 救助活動 略</p> <p>第27節 遺体の捜索・取り扱い・埋葬 略</p> <p>第28節 防疫・食品衛生活動 略</p> <p>第29節 保健活動・精神保健 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 保健活動 ア及びイ 略</p>	<p>略</p> <p>第22節 要配慮者・避難行動要支援者対策 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p><u>市町村は、市町村計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</u></p> <p><u>市町村は、市町村計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>第23節 帰宅困難者対策 略</p> <p>第24節 応急住宅対策 略</p> <p>第25節 医療・救護活動 略</p> <p>第26節 救助活動 略</p> <p>第27節 遺体の捜索・取り扱い・埋葬 略</p> <p>第28節 防疫・食品衛生活動 略</p> <p>第29節 保健活動・精神保健 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 保健活動 ア及びイ 略</p>	<p>○防災基本計画の反映</p>

新	旧	修正理由
<p>第34節 公共施設の応急対策 1及び2 略 3 実施内容 (1)及び(2) 略 (3) 土砂災害防止施設の応急対策 ア 土砂災害危険箇所の点検、状況把握 略 イ 応急対策 県は、土砂災害防止施設が被災し、人家、道路等に被害を及ぼす恐れがある箇所については、すみやかに応急復旧を実施するよう努める。市町村は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。被害が拡大する恐れがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば<u>避難情報を発令する</u>体制整備を図るよう努めるものとする。 (4)及び(5) 略</p> <p>第35節 ライフライン施設の応急対策 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(5)まで 略 (6) 電話（通信）施設 ア 県及び市町村の応急対策 略 イ 電気通信事業者の応急復旧対策 a及びb 略 c 情報収集・連絡体制 電気通信事業者は、衛星用可搬型陸上無線機、災害時優先電話等により被害状況の早期収集に努め、<u>速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する</u>ものとする。 dからhまで 略 (7) 略</p> <p>第36節 文教災害対策 第1項 文教対策 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(3)まで 略 (4) 教育活動の早期再開 県教育委員会及び市町村教育委員会は、災害発生時において、教育活動の早期再開を期するため、次の措置を講ずるものとする。 ア 応急教育の実施 教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。<u>公共交通の状況等によっては、オンライン授業の実施を検討する。</u> イ 被害状況の把握及び報告 応急教育の円滑な実施を図るため、各学校等において、速やかに児童生徒等、</p>	<p>第34節 公共施設の応急対策 1及び2 略 3 実施内容 (1)及び(2) 略 (3) 土砂災害防止施設の応急対策 ア 土砂災害危険箇所の点検、状況把握 略 イ 応急対策 県は、土砂災害防止施設が被災し、人家、道路等に被害を及ぼす恐れがある箇所については、すみやかに応急復旧を実施するよう努める。市町村は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。被害が拡大する恐れがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば<u>避難勧告を行う</u>体制整備を図るよう努めるものとする。 (4)及び(5) 略</p> <p>第35節 ライフライン施設の応急対策 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(5)まで 略 (6) 電話（通信）施設 ア 県及び市町村の応急対策 略 イ 電気通信事業者の応急復旧対策 a及びb 略 c 情報収集・連絡体制 電気通信事業者は、衛星用可搬型陸上無線機、災害時優先電話等により被害状況の早期収集に努め _____ _____るものとする。 dからhまで 略 (7) 略</p> <p>第36節 文教災害対策 第1項 文教対策 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(3)まで 略 (4) 教育活動の早期再開 県教育委員会及び市町村教育委員会は、災害発生時において、教育活動の早期再開を期するため、次の措置を講ずるものとする。 ア 応急教育の実施 教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。 _____ イ 被害状況の把握及び報告 応急教育の円滑な実施を図るため、各学校等において、速やかに児童生徒等、</p>	<p>○災害対策基本法の改正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○令和2年7月豪雨災害の検証結果</p>

新	旧	修正理由
<p>教職員及び施設設備の被害状況を把握し、所管教育委員会等に報告する。</p> <p>ウ 教育施設の確保 教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。</p> <p>a 被害箇所及び危険箇所の応急修理 b 公立学校の相互利用 c 仮設校舎の設置 d 公共施設の利用 e 上記によっても教育施設の確保が困難な時は、二部授業等必要な措置の実施</p> <p>エ 応急教育についての広報 応急教育の開始に当たっては、開始時期、方法等について、児童生徒等や保護者等への周知を図る。</p> <p>(5) 教員の確保 略 (6) 児童生徒等に対する援助 略 (7) 私立学校 略 (8) その他 略</p> <p>第2項 文化財、その他の文教関係の対策 略</p> <p>第37節 災害警備活動 略 第38節 航空災害対策 略 第39節 鉄道災害対策 略 第40節 道路災害対策 1及び2 略</p> <p>3 実施内容 (1)から(5)まで 略 <u>(6) 交通マネジメント</u> <u>国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所は、応急復旧時に、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、渋滞緩和や交通量抑制などの交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「岐阜県災害時交通マネジメント検討会(以下、「検討会」という。)」を組織する。</u> <u>県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めるときは、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所へ検討会の開催を要請することができる。</u> <u>※ 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組</u> <u>※ 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組</u></p>	<p>教職員及び施設設備の被害状況を把握し、所管教育委員会等に報告する。</p> <p>ウ 教育施設の確保 教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。</p> <p>a 被害箇所及び危険箇所の応急修理 b 公立学校の相互利用 c 仮設校舎の設置 d 公共施設の利用 e 上記によっても教育施設の確保が困難な時は、二部授業等必要な措置の実施</p> <p>エ 応急教育についての広報 応急教育の開始に当たっては、開始時期、方法等について、児童生徒等や保護者等への周知を図る。</p> <p>(4) 教員の確保 略 (5) 児童生徒等に対する援助 略 (6) 私立学校 略 (7) その他 略</p> <p>第2項 文化財、その他の文教関係の対策 略</p> <p>第37節 災害警備活動 略 第38節 航空災害対策 略 第39節 鉄道災害対策 略 第40節 道路災害対策 1及び2 略</p> <p>3 実施内容 (1)から(5)まで 略 <u>(新規)</u></p>	<p>OR2年9月「災害時交通マネジメント検討会」の設置</p>

新	旧	修正理由
<p><u>検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。</u></p> <p><u>検討会において協議・調整を図った交通マネジメント等施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。</u></p> <p>第4 1 節 放射性物質災害対策 略</p> <p>第4 2 節 危険物等災害対策 1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容 (1) から (6) まで 略</p> <p>(7) 被災者等への的確な情報伝達活動 危険物等取扱事業者、県、市町村及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、<u>要配慮者</u> に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。</p> <p>第4 3 節 林野火災対策 略</p> <p>第4 4 節 大規模な火事災害対策 略</p> <p>第4 5 節 大規模停電対策 1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 略</p> <p>(2) 応急対策 県、市町村及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。 また、復旧計画等の情報共有を図るものとする。 <u>県は、電源車や電気自動車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) 及び (4) 略</p> <p>第4 章 災害復旧 第1 節 復旧・復興体制の整備 略</p>	<p>第4 1 節 放射性物質災害対策 略</p> <p>第4 2 節 危険物等災害対策 1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容 (1) から (6) まで 略</p> <p>(7) 被災者等への的確な情報伝達活動 危険物等取扱事業者、県、市町村及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、<u>災害時要援護者</u> に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。</p> <p>第4 3 節 林野火災対策 略</p> <p>第4 4 節 大規模な火事災害対策 略</p> <p>第4 5 節 大規模停電対策 1 及び 2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 略</p> <p>(2) 応急対策 県、市町村及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。 また、復旧計画等の情報共有を図るものとする。</p> <p>(3) 及び (4) 略</p> <p>第4 章 災害復旧 第1 節 復旧・復興体制の整備 略</p>	<p>○文言の修正</p> <p>○防災基本計画の反映</p>

新	旧	修正理由
<p>第2節 公共施設災害復旧事業 略</p> <p>第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除 略</p> <p>第4節 被災者の生活確保 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 生活相談 略</p> <p>(2) 被災者への生活再建等の支援 ア及びイ 略</p> <p>ウ 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金 県は、<u>一定規模以上の自然災害発生時に市町村単位で適用される国の被災者生活再建支援制度を補完するとともに、局地的災害による被災者を支援するため</u>、岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱に基づき、自然災害により市町村に補助金の支給の必要が生じた場合に補助金を交付する。</p> <p>エ及びオ 略</p> <p>カ 罹災証明書の交付 <u>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</p> <p>住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。</p> <p>キ及びク 略 (3)から(7)まで 略</p> <p>第5節 被災中小企業の振興 略</p> <p>第6節 農林漁業関係者への融資 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) <u>災害関連資金の</u> 融資等</p>	<p>第2節 公共施設災害復旧事業 略</p> <p>第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除 略</p> <p>第4節 被災者の生活確保 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 生活相談 略</p> <p>(2) 被災者への生活再建等の支援 ア及びイ 略</p> <p>ウ 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金 県は、<u>岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱に基づき、自然災害により市町村に補助金の支給の必要が生じた場合に補助金を交付する。</u></p> <p>エ及びオ 略</p> <p>カ 罹災証明書の交付 <u>(新規)</u></p> <p>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</p> <p>住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。</p> <p>キ及びク 略 (3)から(7)まで 略</p> <p>第5節 被災中小企業の振興 略</p> <p>第6節 農林漁業関係者への融資 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) <u>株式会社日本政策金融公庫による</u> 融資</p>	<p>○令和2年7月豪雨災害の検証結果</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○現行の実施内容へ</p>

